

議案第 16 号

墨田区国民健康保険出産費資金貸付条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 15 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区国民健康保険出産費資金貸付条例の一部を改正する条例

墨田区国民健康保険出産費資金貸付条例（平成 14 年墨田区条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「1,000 万円」を「300 万円」に改める。

第 9 条第 2 項第 1 号中「すべて」を「全て」に改める。

付 則

この条例は、平成 29 年 3 月 31 日から施行する。

（提案理由）

平成 21 年度に出産育児一時金の医療機関等への直接支払制度が創設されたことにより、出産育児一時金の貸付実績が減少している状況に鑑み、墨田区国民健康保険出産費資金貸付基金の額を減額する必要がある。